

広島県告示第八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十一年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

庄原市川西町字中ノ丸一八二の二・一八二の三・一八三の二・一八四の二・一八五の二・一八六の三（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一八三の三・一八四の三・一八五の三・一八六の四・一八六の六・一八六の七（以上六筆国有林）、一八五の四、字神田平一九六の二・一九七の二・一九八の二・一九九の二（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一九六の三・一九七の三・一九八の三（以上三筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

ダム用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

庄原市川西町字中ノ丸一七八の二・一八二の二・一八三の二・一八四の二・一八五の二・一八六の三・一八七の二（以上七筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一七八の三・一八一の四・一八六の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一七八の四、一八二の四、一八三の五、一八四の五、一八五の五、一八七の三、字神田平一九六の二・一九七の二・一九八の二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一九五の二（国有林）、一九五の三（次の図に示す部分に限る。）、一九六の五、一九七の二、一九八の五

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

三 解除に係る保安林の所在場所

庄原市川西町字中ノ丸一八一の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一七九の三・一七九の四・一八〇・字神田平一九九の六（以上四筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）